

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

## 権利の放棄について

次のとおり未収債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

### 1 請求権を行使できない債権

債務者が破産法第253条第1項の規定に基づく破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、当該債権の請求権を行使できないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費戻入金	981円	2022年度
2		生活保護費戻入金	18,274円	2024年度
3		生活保護費戻入金	20,000円	2024年度
4		生活保護費戻入金	51,560円	2019年度
5		生活保護費戻入金	29,574円	2025年度
6		生活保護費戻入金	11,502円	2025年度

### 2 請求権行使に実効性がない債権

債務者が死亡し、民法第939条の規定に基づく相続放棄が確定したことから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費徴収金	640,000円	2014年度
2		生活保護費戻入金	46,000円	2025年度
3		生活保護費戻入金	115,510円	2025年度
4		生活保護費戻入金	115,510円	2025年度
5		生活保護費戻入金	115,510円	2025年度
6		生活保護費戻入金	26,947円	2025年度
7		生活保護費戻入金	26,947円	2025年度
8		心身障害者福祉手当 返還金	15,500円	2025年度